

新旧対照表

<p>福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十六年福岡県条例第三十六号）</p>	<p>改正案</p>	<p>附則 （幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例） 第三条 施行日から起算して十二年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第六条第三項の規定の適用については、同項の表備考第一号中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。</p>
	<p>現行</p>	<p>附則 （幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例） 第三条 施行日から起算して十年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第六条第三項の規定の適用については、同項の表備考第一号中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。</p>